

半田市移住者就業起業促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 半田市は、愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び半田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、半田市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、愛知県と共同して行う半田市移住者就業起業促進事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から半田市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において半田市移住者就業起業促進事業費補助金を交付することとする。

当該補助金の交付については、愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業の実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(補助の対象)

第2条 次の（１）の要件を満たし、かつ（２）から（４）までの要件のいずれかに該当し、世帯の申請をする場合にあっては（５）の要件を満たす申請者を対象とする。

（１）移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月までを当該1年の起算点とすることができる。）
- ③ 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として前記①及び②に規定する本事業の移

住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 補助金の申請時において、転入後 1 年以内であること。
- ② 半田市に、補助金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他、愛知県又は半田市が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

I 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地（就業場所）が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 転入日時点で満 50 歳以下であること。
- (ウ) 就業先が、愛知県又はその他の都道府県が補助金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (エ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- (オ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該法人等に就業していること。
- (カ) 求人への応募日が、マッチングサイトに（ウ）の求人が補助金の対象として掲載された日以降であること。
- (キ) 当該法人等に、補助金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (ク) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

II 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し、転入した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地（就業場所）が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、補助金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有し

ていること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(ウ) 所属先企業において、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者として就業していること。

(4) 起業に関する要件

1 年以内に愛知県が県実施要領に従い実施する、あいちスタートアップ創業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後 3 か月以上 1 年以内であること。

(エ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（補助金の額）

第 3 条 補助金の金額は、2 人以上の世帯の申請の場合にあつては 100 万円、単身の申請の場合にあつては 60 万円とする。なお、18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は 18 歳未満の者一人につき 100 万円を加算する。

（補助金の交付申請）

第 4 条 補助金の申請者は、半田市移住者就業起業促進事業費補助金交付申請書（様式第 1）、本人確認書類及び第 2 条（1）の要件を満たすことを証する書類を、次の（1）から（3）までのいずれかに規定する期間内に市長に提出しなければならない。

なお、移住就業者及びテレワーカーは、就業先の就業証明書（様式 2 - 1 又は 2 - 2）を

併せて提出すること。

(1) 移住就業者

第2条(2)の要件に該当する申請者にあつては、申請時において、転入後1年以内であり、かつ、就業先の法人等に就業していること。

(2) テレワーカー

第2条(3)の要件に該当する申請者にあつては、申請時において、転入後1年以内であること。

(3) 移住起業家

第2条(4)の要件に該当する申請者にあつては、申請時において、転入後1年以内であり、かつ、次の(ア)又は(イ)のいずれかに規定する要件を満たしていること。

(ア) 起業支援金の交付決定日が転入日より先の場合は、起業支援金の交付決定日から1年以内であること。

(イ) 転入日が起業支援金の交付決定日より先の場合は、起業支援金の交付決定日以後であること。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに半田市移住者就業起業促進事業費補助金交付決定通知書(様式第3-1)により、当該申請者に通知する。

審査の結果補助金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における補助金の交付が不可である場合は、半田市移住者就業起業促進事業費補助金不交付決定通知書(様式第3-2)により、その旨を申請者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第6条 前条の交付決定通知を受けた申請者は、速やかに補助金請求書(様式第4)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当する場合、補助金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、就業先法人等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして愛知県及び半田市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 補助金の申請日から3年未滿に半田市から転出した場合

(ウ) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合（第2条（2）に基づく受給者のみ）

(エ) 愛知県が県実施要領に従い実施するあいちスタートアップ創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

補助金の申請日から3年以上5年以内に半田市から転出した場合

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号(ア)の規定は、令和2年4月1日以降の転入者について適用し、令和2年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱は、令和5年4月1日以降の転入者について適用する。
- 3 令和5年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱は、令和6年4月1日以降の転入者について適用する。
- 3 令和6年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。